

松阪市空家バンク制度の概要について

◎松阪市空家バンク制度（要点抜粋）

（目的）

過疎地域である松阪市の飯南、飯高及び嬉野（宇気郷及び中郷地区に限る。）地域の空家の有効活用を通じ、定住と地域の活性化を図ることを目的に設置します。

入居の際には、地域との積極的なコミュニケーションを図り、地域活動等にもご協力いただきますようお願いいたします。また、地域（自治会や区、住民自治協議会等）による事前面接も実施させていただきます。

◇空家の物件登録申込みを希望される皆さんへ

空家バンクによる空家の物件登録を受けようとする方は、空家バンク登録申込書（様式第1号）及び、空家バンク登録カード（様式第2号）を市長に提出してください。

提出時には、本人確認ができる書類の写しの提出をお願いします。

（自動車運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）

◇空家バンク利用希望者の登録申込みを希望される皆さんへ

空家バンクを利用しようとする希望者の方は、空家バンク利用者登録申込書（様式第5号）に必要な事項を記入し、市長に提出してください。

登録されました方には、空家の情報をご連絡させていただきます。

◎松阪市空家改修補助金（要点抜粋）

（概要）

空家バンクにより契約が成立した物件で、改修及び修繕に要した費用の一部を空家の所有者又はその権利を有する者に対し補助します。対象となる空家は、10年以上空家バンクに登録していただくことが要件になります。

（補助対象者）

所有者又は、入居者（予定者も含む）若しくは活用者（予定者も含む）

（補助とならない経費）

- ①建物でない外構工事
- ②容易に取り外しができるものの工事
- ③建設業者で調達しない設備機器、備品等の工事、
- ④他の公的補助金、利子補給、介護保険から支給されるもの

（補助金の額）

対象となる経費から10万円を控除した額の2分の1（1,000円未満切捨て）で、50万円が上限。

（例）市補助額 = (対象経費の総額 - 10万円) × 1/2

◎松阪市空家バンク家財処分補助金（要点抜粋）

（概要）

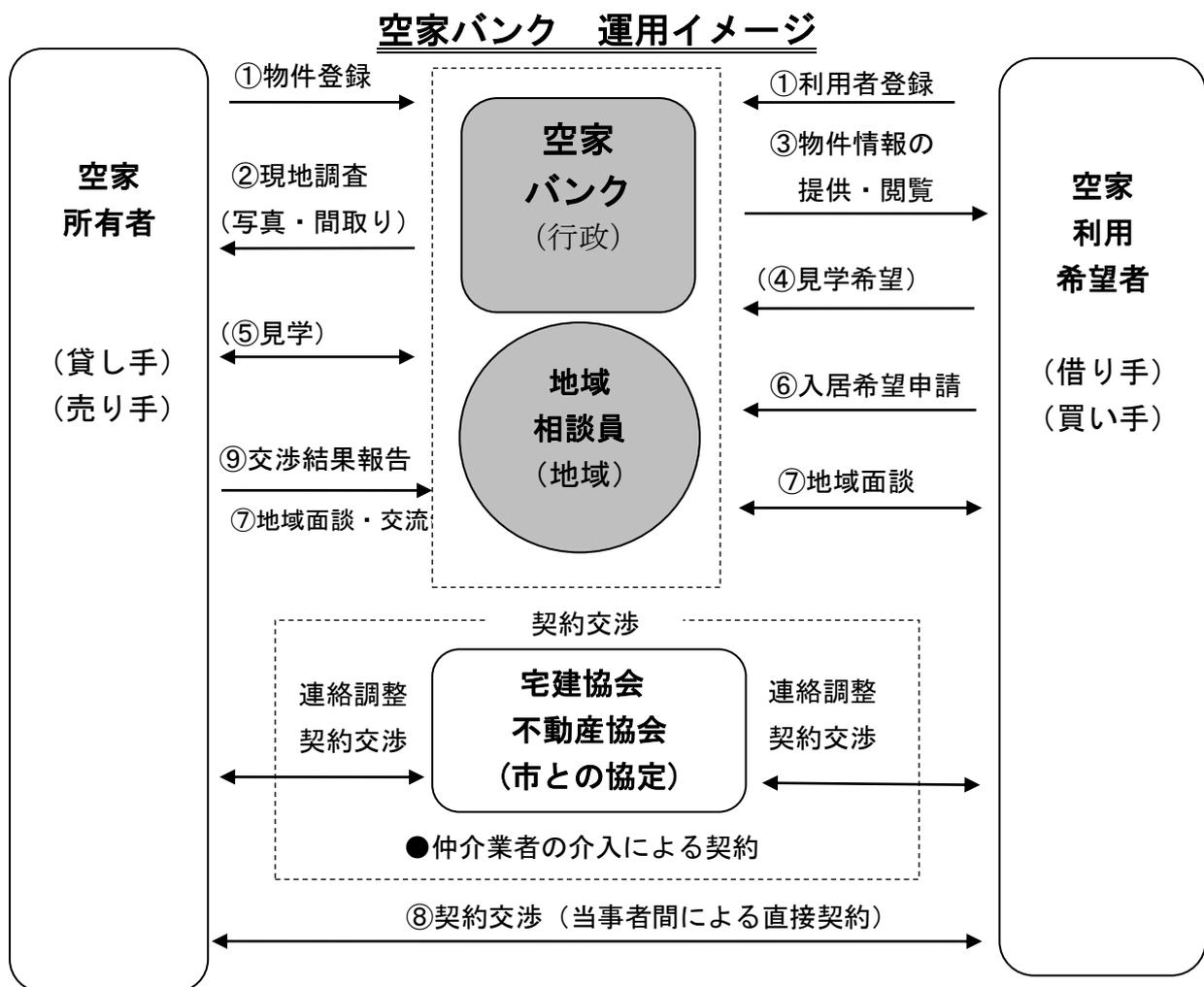
空家バンクの登録物件で、家財処分に要した費用の一部を空家の所有者又はその権利を有する者に対し補助します。対象となる空き家は、10年以上空家バンクに登録していただくことが要件になります。

（補助対象者）

所有者又は、入居者（予定者も含む）若しくは活用者（予定者も含む）

（補助金の額）

対象となる経費から5万円を控除した額の2分の1（1,000円未満切捨て）で、10万円が上限。



※注意

松阪市は、所有者、利用希望者に対しての情報提供のみ行います。交渉や契約等のあっせんや媒介は行いません。また、交渉や契約等に関するトラブルについても市は関与しません。当事者間で解決をお願いします。

物件情報は空家の所有者から聞き取った情報に基づいて作成しており、正確性を担保するものではありません。記載条項に関してトラブルがあった場合には、当事者間で解決していただきます。